

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月14日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 500億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2024年10月16日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

③ ファンドの特色

1 わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ルクセンブルク籍の外国投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行い、実質的に日本の株式等に投資をすることで信託財産の長期的な成長を目指します。

<指定投資信託証券の一覧>

ルクセンブルク籍外国証券投資法人(円建て) オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド	主としてわが国の株式に投資します。長期的観点に立った詳細なボトムアップリサーチに注力し、株価が本源的価値を大きく下回る銘柄への投資を一貫して行うことで、優れた長期リターンの実現を目指します。
親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド	本邦通貨表示の短期公社債等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

2 お客さまの利益の追求を目指す運用報酬体系

- 本ファンドの信託報酬*のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬は徴収しません。
- 払い戻しメカニズム(リファンダブル方式)のある成功報酬体系を適用します。

*本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用(年率1.21%(税込))と投資対象ファンドの運用管理費用(成功報酬)の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。詳しくは、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

【払い戻しメカニズム(リファンダブル方式)とは】

投資対象ファンドは運用パフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを上回らない限り、運用報酬を徴収しません。

一方、ベンチマークのパフォーマンスを下回った場合は、運用報酬をファンドに払い戻します。

詳細は、後述の「【払い戻しメカニズム】のある成功報酬体系」をご覧ください。

3 わが国の株式に投資する投資対象ファンドの運用は「オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド」が行います。

- 創業来、本源的価値に対し、割安と考える銘柄への投資によって、お客さまに長期的な超過収益をお届けすることに専心しています。
- 英国領バミューダ(首都ハミルトン)に本社を置くオービス社は、世界各地に拠点を構えており、中でもロンドンが最大規模の拠点です。ロンドンオフィスには、投資リサーチ、ポートフォリオ・マネジメント、トレーディング、ファンド・オペレーション、法務、コンプライアンスなどの機能があり、ロンドンにおける従業員数は同社グループ全体の約40%を占めています。オービス社は、旗艦戦略であるグローバル株式戦略、日本株式戦略を含む単一国戦略、マルチアセット戦略など、多岐にわたる運用戦略を提供しています。投資対象ファンドの運用はロンドンにて行われます。

<グループ概要> 2024年12月末時点

- ファンダメンタル、長期、コントラリアンな思想
- 10拠点 - 4つの運用拠点
- 64名の運用プロフェッショナル
- 顧客資産残高383億米ドル
- 50ヶ国以上にわたる顧客ベース



出所 オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

*アラン・グレイ・プロプライエタリー・リミテッドは1973年に創立し、1974年より顧客資産の運用を開始しました。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

オービス社の運用手法

- 市場で過小評価されている銘柄の発掘と確信ある投資判断
- コントラリアン（他とは異なる銘柄選択＝過小評価された銘柄の発掘）なポジションの構築
- 見解が功を奏するまでに時間を有しても、確信がある限り、忍耐強く待ち続ける投資スタイル

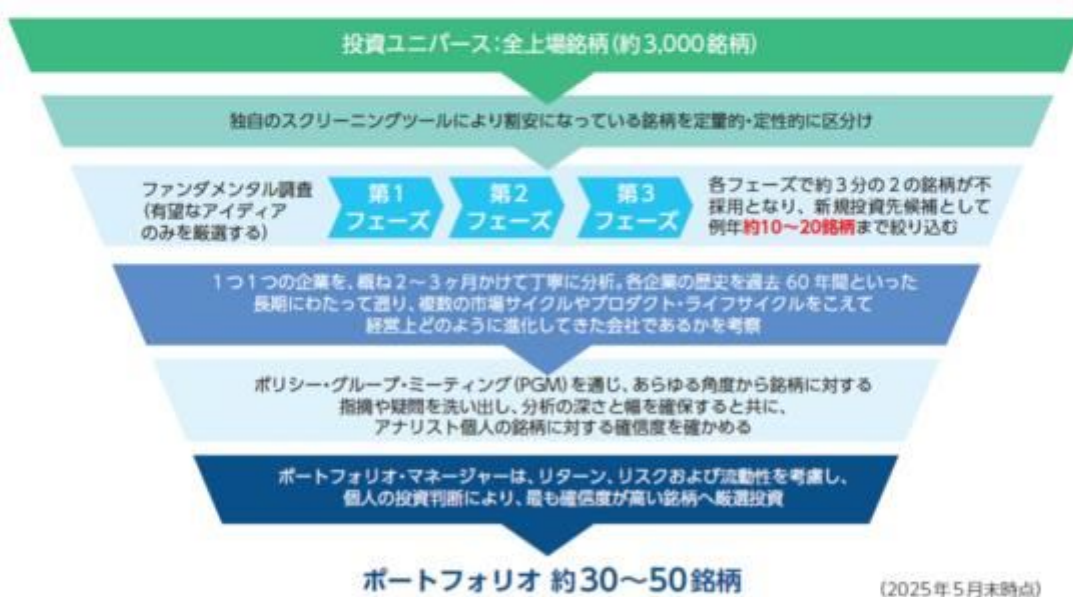
運用プロセス

1. 運用プロセス

- オービス社のファンダメンタル・リサーチでは、対象企業に対し、十分な時間をかけ綿密な分析を行います。
- コントラリアンな運用を成功に導くのは、運用プロフェッショナルであるアナリスト個人の優れた投資アイデアであると考えていることから、運用プロセスはコンセンサスをとるのではなく、個人の考えを重視しています。
- 「ポリシー・グループ・ミーティング」を通じてアナリスト同士で意見を戦わせ、より洗練された投資アイデアのみがお客さまのポートフォリオを構成するよう設計されています。

2. 銘柄選定プロセス

ファンダメンタル・長期・コントラリアンという3本柱のアプローチのもと、オービス社の考える長期的な企業価値（「本源的価値」）に対し株価が割安になっている銘柄を発掘するため、企業を深く丁寧に分析します。個人によるコントラリアンな投資判断を可能にするため、合議制はとりません。そして、厳選された銘柄のみがポートフォリオに組み込まれます。



※ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記運用プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。
 ※ 上記は投資対象ファンドの運用プロセスについて、オービス社のデータに基づき委託会社が作成したものです。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

追加的記載事項

（ご留意事項）本項の記載内容は、本ファンドの投資対象ファンドの報酬体系を説明しています。本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用（年率1.21%（税込））と投資対象ファンドの運用管理費用（成功報酬）の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系

本ファンドの信託報酬[※]のうち、投資対象ファンドの運用の基本報酬はゼロかつてない成功報酬体系を採用し、お客さまの利益の追及を目指します。

「払い戻しメカニズム」のある成功報酬体系とは

通常の成功報酬ファンドとの違い

<通常の成功報酬ファンドの運用報酬>

運用報酬＝(1)基本報酬＋(2)成功報酬

<本ファンドの投資対象ファンドの運用報酬>

運用報酬＝±成功報酬のみ（日次）

ファンドのリターンがベンチマークを上回った場合はプラスの成功報酬をファンドからお支払いいただきますが、ベンチマークを下回った場合はマイナスの成功報酬をファンドへ払い戻します。

Case1

ベンチマーク（税引後配当込みTOPIX）を上回った場合のみ成功報酬の支払いが発生

「プラスの成功報酬」

ベンチマークを上回った部分の38%がファンドから成功報酬として支払われ、フィー・リザーブにプールされます。

Case2

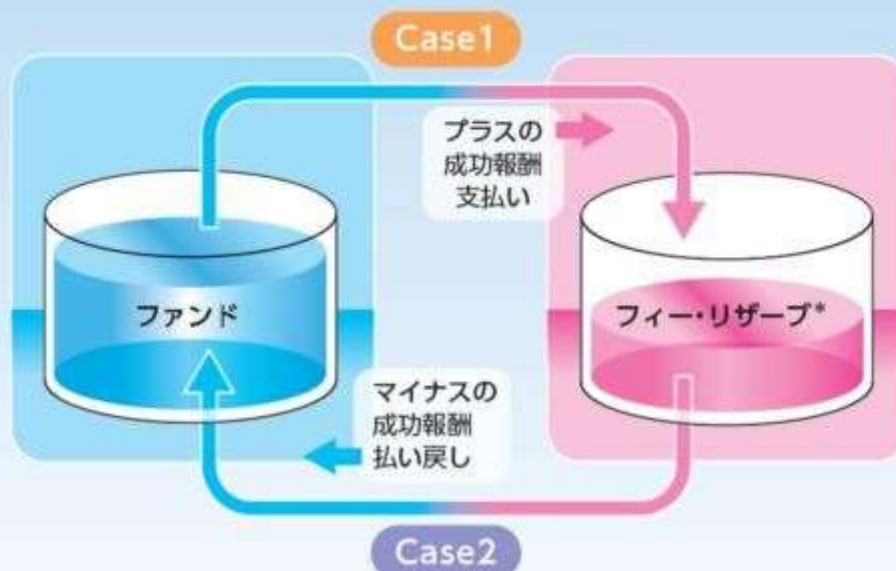
「払い戻しメカニズム」

ベンチマーク（税引後配当込みTOPIX）を下回った場合に成功報酬の払い戻しが発生

「マイナスの成功報酬」

ベンチマークを下回った部分の38%がフィー・リザーブからファンドに払い戻されます。

運用報酬体系のイメージ図



* フィー・リザーブは、ファンドのパフォーマンスがベンチマークを下回った場合に備え、ファンドがベンチマークを上回った場合に支払われる成功報酬をプールします。

オービス社の報酬は、このフィー・リザーブにプールされたプラスの成功報酬から支払われます。その額は、年率でフィー・リザーブの残高の3分の1に相当する額が支払われます。なお、フィー・リザーブの残高が0未満の場合は、オービス社への報酬の支払いは発生しません。

出所オービス社のデータに基づき、委託会社が作成。

※本ファンドの信託報酬は、本ファンド自体に対する運用管理費用（年率1.21%（税込））と投資対象ファンドの運用管理費用（成功報酬）の合計です。投資対象ファンドの基本報酬は不要です。詳しくは、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。なお、上記は投資対象ファンドの運用報酬体系のイメージ図です。

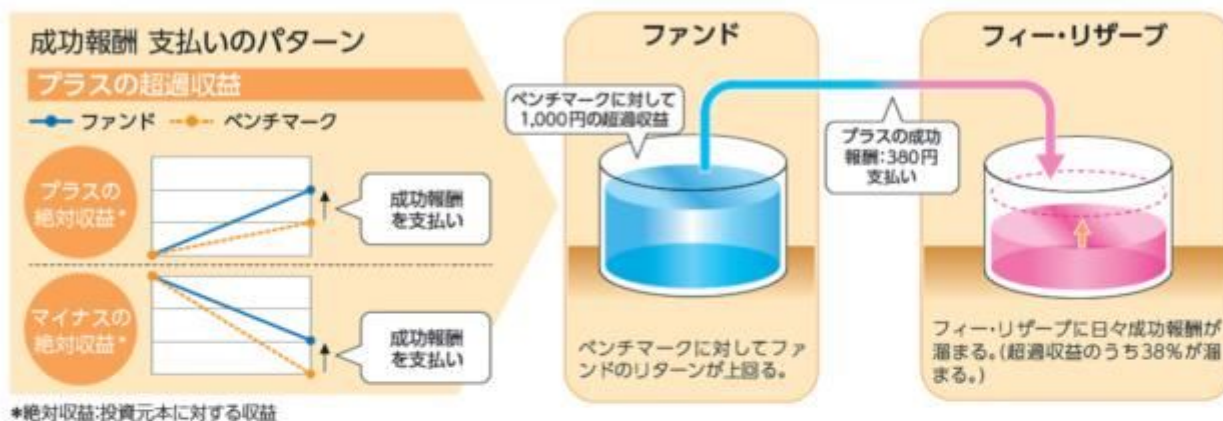
2つのケースを見てみましょう。

Case 1 成功報酬が支払われるケース

例) ベンチマークに対して1,000円のプラスの超過収益だった場合

【計算式】 $1,000円 \times 38\% = 380円$

ファンドからフィー・リザーブにプラスの成功報酬380円の支払い

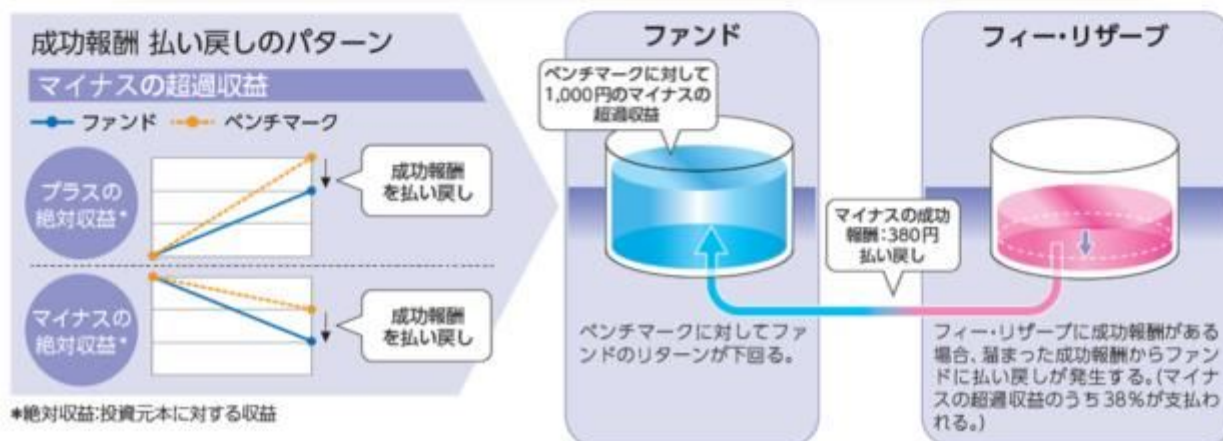


Case 2 成功報酬が払い戻しされるケース

例) ベンチマークに対して1,000円のマイナスの超過収益だった場合

【計算式】 $1,000円 \times 38\% = 380円$

フィー・リザーブからファンドにマイナスの成功報酬380円の払い戻し



(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

(略)

※上記は有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

<訂正後>

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》 (略)

- ※上記は有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。
- ※損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

<更新後>

② 委託会社の概況（2025年5月末現在）

- 1) 資本金
4億5,000万円
- 2) 沿革
2014年 2 月 4日 「あおぞら投信株式会社」設立
2014年 4 月15日 投資運用業登録
2015年 7 月 3日 第二種金融商品取引業登録
- 3) 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

- ◆投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要
有価証券届出書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。なお今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド>

ファンド形態	(略)
投資目的	(略)
主な投資対象	(略)
主な投資制限	(略)
運用報酬等	運用報酬：固定報酬はありません。成功報酬として、ベンチマーク（TOPIX [*] （税引後配当込み））に対する超過収益の38%のうち一定の条件を満たす額が、払い戻しメカニズム付準備基金を通じて支払われます。 その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 *TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。（以下同じ。）
投資顧問会社	オービス・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルク）・エス・エー
管理会社	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
決算日	(略)
課税関係に関する注意事項	(略)

(略)

<訂正後>

- ◆投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要
有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券の概要です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。なお今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド>

ファンド形態	(略)
投資目的	(略)
主な投資対象	(略)
主な投資制限	(略)

運用報酬等	運用報酬：固定報酬はありません。成功報酬として、ベンチマーク（税引後配当込みTOPIX[*]）に対する超過収益の38%のうち一定の条件を満たす額が、払い戻しメカニズム付準備基金を通じて支払われます。 その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 [*]税引後配当込みTOPIXの指数値及び税引後配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など税引後配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び税引後配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、税引後配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
投資顧問会社	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
管理会社	オービス・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルク）・エス・エー
決算日	（略）
課税関係に関する注意事項	（略）

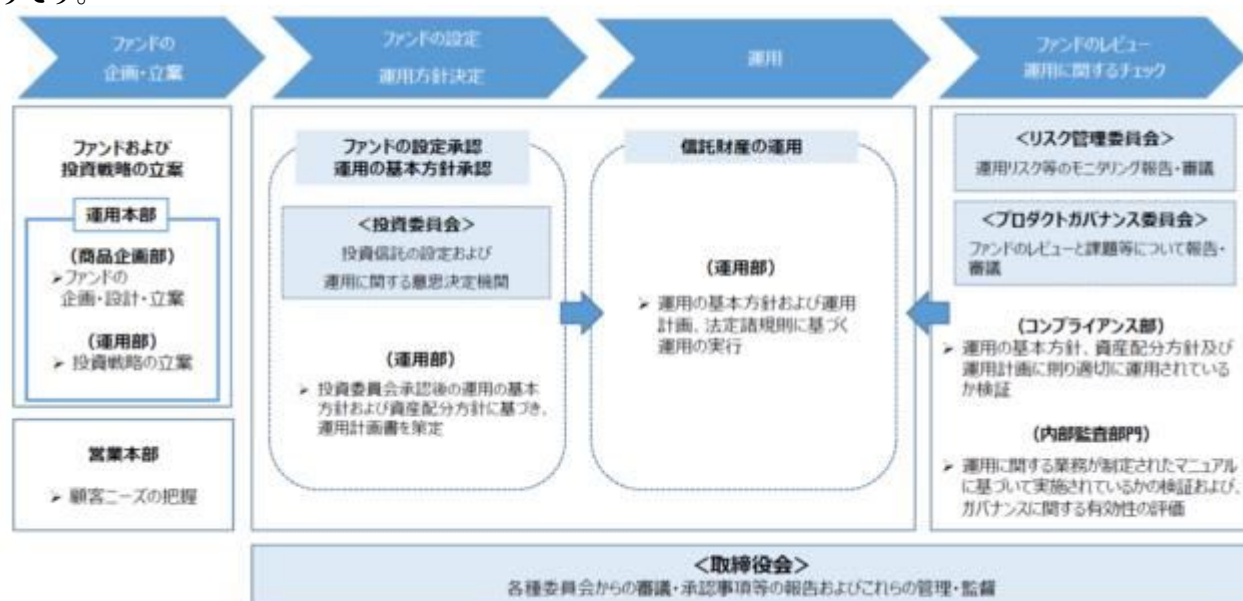
（略）

（３）【運用体制】

＜更新後＞

① 委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



※投資委員会、リスク管理委員会、プロダクトガバナンス委員会ともに、15名程度で構成されています。

1) 運用体制に関する社内規則

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保、流動性リスクの管理等を主要目的として、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されております。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保、流動性リスク管理態勢について、適宜是正勧告等の監督を行います。

2) 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社は、リスク管理委員会を設置しております。代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されています。運用本部とは別の管理部門（投信管理部およびコンプライアンス部）は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行っており、その結果をリスク管理委員会へ報告し、当該報告事項等は取締役会にてチェックを行います。

② 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制等

1) 委託会社では、受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性・妥当性についての監査人による報告書を受託会社より受け取っております。

- 2) 投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。
- また、プロダクトガバナンス委員会において投資信託商品のレビューと課題等について報告・審議し、必要に応じて対応を決定しています。

※上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制

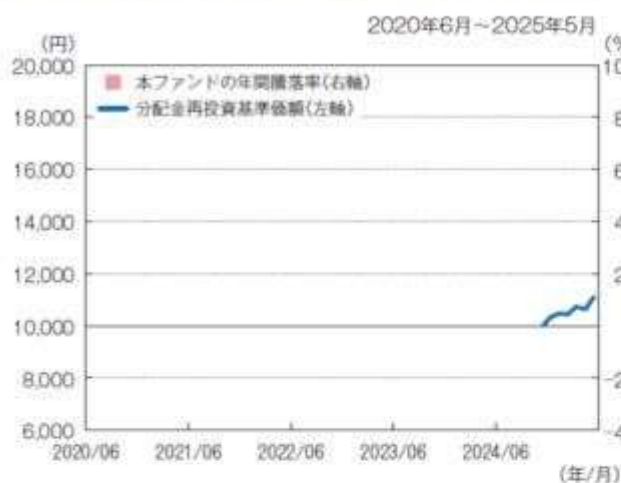
- ・委託会社では、管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されており、管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。
- ・委託会社では、運用部門において、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの評価およびモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、その結果は定期的に取締役会に報告されます。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、是正勧告等の監督を行います。

※上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

（参考情報）

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※本ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株・・・配当込みTOPIX

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※配当込みTOPIX(以下「TOPIX(配当込み)」)といえます。)の指数値及びTOPIX(配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX(配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当該指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

＜訂正前＞

①～② (略)

③ 投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬

オービスSICAVジャパン・ エクイティ・ファンド	・基本報酬：ありません。 ・成功報酬[※] 成功報酬（日次）＝ベンチマーク（<u>TOPIX（税引後配当込み）</u>）に対する超過収益×±成功報酬38%[*] *±成功報酬38%とは ＋（プラス）成功報酬38%：ベンチマークを上回った場合、その上回った部分の38%が成功報酬となります。 －（マイナス）成功報酬38%：ベンチマークを下回った場合、その下回った部分の38%が払い戻す成功報酬となります。
あおぞら・マネー・ マザーファンド	ありません。

(略)

④ (略)

<訂正後>

①～② (略)

③ 投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬

オービスSICAVジャパン・ エクイティ・ファンド	・基本報酬：ありません。 ・成功報酬[※] 成功報酬（日次）＝ベンチマーク（<u>税引後配当込みTOPIX</u>）に対する超過収益×±成功報酬38%[*] *±成功報酬38%とは ＋（プラス）成功報酬38%：ベンチマークを上回った場合、その上回った部分の38%が成功報酬となります。 －（マイナス）成功報酬38%：ベンチマークを下回った場合、その下回った部分の38%が払い戻す成功報酬となります。
あおぞら・マネー・ マザーファンド	ありません。

(略)

④ (略)

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

①～② (略)

③ 上記②に定める諸経費のほか、次の1)から5)に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記2)から5)までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- 1) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- 3) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- 4) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書類の作成、印刷および交付に係る費用
- 5) この信託に係る格付の取得に要する費用

④ (略)

⑤ 上記④の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

⑥ (略)

(略)

<訂正後>

①～② (略)

③ 上記②に定める諸経費のほか、次の1)から5)に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記2)から4)までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- 1) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- 3) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- 4) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書類の作成、印刷および交付に係る費用
- 5) この信託に係る格付の取得に要する費用

④ （略）

⑤ 上記④の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

⑥ （略）

（略）

（５）【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

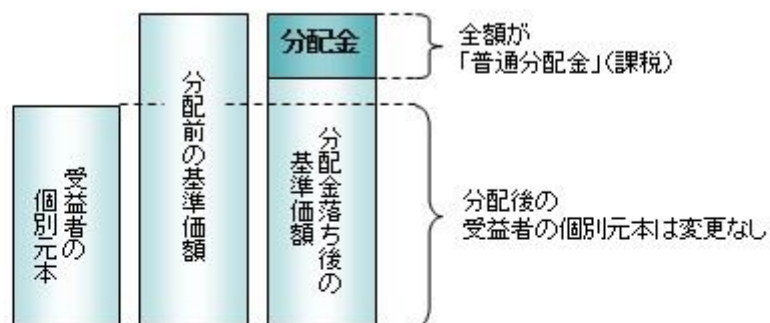
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

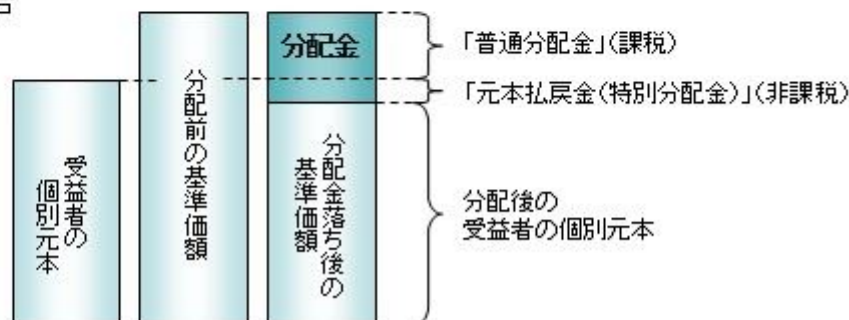
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド】

以下は2025年 5月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	3,932,155,868	97.60
親投資信託受益証券	日本	100,141	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	96,390,190	2.39
合計(純資産総額)		4,028,646,199	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド	350,334.6283	10,267.32	3,597,000,000	11,224	3,932,155,868	97.60
2	日本	親投資信託 受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	100,746	0.9925	100,000	0.9940	100,141	0.00

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	97.60

親投資信託受益証券	0.00
合計	97.60

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2024年11月末日	1,510,869,089	—	1.0006	—
12月末日	1,969,992,661	—	1.0355	—
2025年 1月末日	2,334,297,604	—	1.0487	—
2月末日	2,548,807,862	—	1.0445	—
3月末日	2,956,372,308	—	1.0744	—
4月末日	3,328,647,216	—	1.0649	—
5月末日	4,028,646,199	—	1.1125	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2024年11月15日～2025年 5月14日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2024年11月15日～2025年 5月14日	10.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2024年11月15日～2025年 5月14日	3,422,089,094	114,882,846

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

あおぞら・マネー・マザーファンド

以下は2025年 5月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	99,583,077	100.00

合計(純資産総額)	99,583,077	100.00
-----------	------------	--------

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2025年5月末現在

基準価額・純資産の推移

2024年11月15日(設定日)～2025年5月30日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	11,125円
純資産総額	40.29億円

期間騰落率(年率換算前)

期間	ファンド
1ヶ月	4.5%
3ヶ月	6.5%
6ヶ月	11.2%
1年	—
3年	—
設定来	11.3%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮しておりません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■資産構成比*

組入れファンド・資産	比率
ルクセンブルク籍外国証券投資法人(円建て) オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド	97.6%
あおぞら・マネー・マザーファンド	0.0%
現預金・その他	2.4%
合計	100.0%

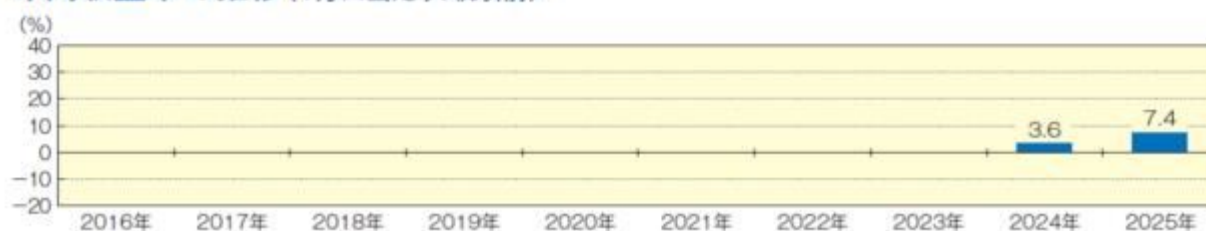
*比率は、純資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	2025年11月	2026年11月	2027年11月	2028年11月	2029年11月	設定来累計
分配金	—円	—円	—円	—円	—円	—円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

年間収益率の推移(1万口当たり、税引前)



- 本ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- 本ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載していません。
- 2024年は設定日から年末まで、2025年は5月末までの騰落率を表示しています。

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2025年5月末現在

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「オービスSICAVジャパン・エクイティ・ファンド」の運用状況です。

※本頁はオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッドの情報を基に委託会社が作成しています。

※下記記載の個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

■組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率
三菱地所	不動産業	9.0%
ツルハホールディングス	小売業	6.9%
サンドラッグ	小売業	5.7%
GMOインターネットグループ	情報・通信業	5.4%
大和ハウス工業	建設業	5.3%
アサヒグループホールディングス	食料品	5.1%
テクノプロ・ホールディングス	サービス業	4.6%
パーソルホールディングス	サービス業	4.1%
T&Dホールディングス	保険業	3.9%
長谷工コーポレーション	建設業	3.3%

※比率は、組入れファンドの資産総額に対する割合です。

■業種構成比

業種	比率
小売業	25.6%
サービス業	16.5%
不動産業	9.8%
建設業	8.6%
情報・通信業	7.3%
食料品	5.1%
保険業	3.9%
卸売業	3.5%
電気機器	2.9%
鉱業	2.7%
その他	12.3%
現預金等	1.7%
合計	100.0%

※比率は、組入れファンドの資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2024年11月15日（設定日）から2025年5月14日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)	
第1期中間計算期間 2025年 5月14日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	137,482,193
投資証券	3,578,239,793
親投資信託受益証券	100,121
未収利息	1,318
流動資産合計	3,715,823,425
資産合計	3,715,823,425
負債の部	
流動負債	
未払金	33,000,000
未払解約金	21,185,410
未払受託者報酬	323,602
未払委託者報酬	13,914,755
その他未払費用	1,065,793
流動負債合計	69,489,560
負債合計	69,489,560
純資産の部	
元本等	
元本	3,307,206,248
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	339,127,617
元本等合計	3,646,333,865
純資産合計	3,646,333,865
負債純資産合計	3,715,823,425

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
第1期中間計算期間 自 2024年11月15日 至 2025年 5月14日	
営業収益	
受取利息	99,567
有価証券売買等損益	295,239,914
営業収益合計	295,339,481
営業費用	
受託者報酬	323,602
委託者報酬	13,914,755
その他費用	1,065,793
営業費用合計	15,304,150
営業利益又は営業損失（△）	280,035,331

第1期中間計算期間 自 2024年11月15日 至 2025年 5月14日	
経常利益又は経常損失（△）	280,035,331
中間純利益又は中間純損失（△）	280,035,331
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	4,970,781
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,440,963
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,440,963
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,377,896
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,377,896
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	339,127,617

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	本ファンドの計算期間は、原則として、毎年11月21日から翌年11月20日までとなっておりますが、第1期中間計算期間は信託約款の定めにより、2024年11月15日から2025年 5月14日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 2025年 5月14日現在	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	3,307,206,248口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1025円
(10,000口当たり純資産額)	(11,025円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期中間計算期間 2025年 5月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第1期中間計算期間 自 2024年11月15日 至 2025年 5月14日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	903,097,305円
期中追加設定元本額	2,518,991,789円
期中一部解約元本額	114,882,846円

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（参考）

本ファンドは「あおぞら・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

あおぞら・マネー・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年 5月14日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	99,566,857
未収利息	954
流動資産合計	99,567,811
資産合計	99,567,811
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	100,185,454
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△617,643
元本等合計	99,567,811
純資産合計	99,567,811
負債純資産合計	99,567,811

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 5月14日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	100,185,454口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	617,643円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9938円
(10,000口当たり純資産額)	(9,938円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2025年 5月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 2024年11月15日 至 2025年 5月14日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年11月15日
期首元本額	100,087,455円
期末元本額	100,185,454円
期中追加設定元本額	100,746円
期中一部解約元本額	2,747円
元本の内訳＊	
あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）	99,991円
あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド	100,746円
あおぞら・マネーファンド（適格機関投資家専用）	99,984,717円

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下は2025年 5月30日現在のファンドの現況であります。

【あおぞら・日本株式アラインメント・ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,091,476,013円
II 負債総額	62,829,814円
III 純資産総額（I－II）	4,028,646,199円
IV 発行済口数	3,621,111,238口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1125円

（参考）

あおぞら・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	99,583,077円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	99,583,077円
IV 発行済口数	100,185,454口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9940円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額（2025年5月末現在）

資本金の額	： 4億5,000万円
発行する株式の総数	： 45,000株
発行済株式総数	： 18,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年5月末現在）

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに関係各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。商品企画部は、ファンドの商品企画・設計を行い、運用部は「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して、定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2025年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	44	511,161,887,386
単位型株式投資信託	9	14,266,199,255
合計	53	525,428,086,641

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2024年 3月31日現在)		当事業年度末 (2025年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	※ 2		1,341,600		1,932,863
前払費用			10,637		3,595
未収委託者報酬			1,706,098		1,707,727
未収入金			0		-
流動資産計			3,058,337		3,644,186
固定資産					
有形固定資産	※ 1		19,486		18,454
建物		18,986		18,006	
器具備品		499		447	
無形固定資産			18,750		13,750
ソフトウェア		18,750		13,750	
投資その他の資産			36,148		46,703
繰延税金資産		36,148		46,562	
敷金差入保証金		-		141	
固定資産計			74,384		78,907
資産合計			3,132,721		3,723,093
(負債の部)					
流動負債					
未払金			1,243,093		1,052,600
未払手数料	※ 2	876,900		882,402	
その他未払金	※ 2	366,193		170,197	
未払費用			1,710		23,088
未払法人税等			66,693		157,658
未払消費税等			75,401		25,616
預り金			11,909		24,749
賞与引当金			-		63,504
流動負債計			1,398,808		1,347,218
固定負債					
資産除去債務			22,763		22,947
固定負債計			22,763		22,947
負債合計			1,421,572		1,370,166
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			811,149		1,452,927
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		811,149		1,452,927	
純資産合計			1,711,149		2,352,927
負債・純資産合計			3,132,721		3,723,093

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		3,612,275		4,000,942	

営業収益計			3,612,275		4,000,942
営業費用					
支払手数料	※ 2	1,844,928		2,076,089	
支払投資顧問料		14,032		12,879	
広告宣伝費		22,230		34,041	
調査費		41,978		64,406	
委託計算費		44,462		120,159	
営業雑経費		101,345		116,359	
通信費		4,955		6,398	
印刷費		94,509		107,452	
協会費		1,880		2,509	
営業費用計			2,068,978		2,423,936
一般管理費					
給料	※ 2	376,478		459,738	
役員報酬		89,737		75,399	
給料・手当		211,324		286,675	
賞与		75,416		34,159	
賞与引当金繰入額		-		63,504	
法定福利費	※ 2	37,594		50,773	
採用費		-		7,837	
福利厚生費		-		1,024	
交際費		6,484		4,013	
寄付金		2,000		20	
会議費		1,259		12,351	
旅費交通費		13,429		17,142	
租税公課		21,228		21,479	
不動産賃借料	※ 2	25,291		28,834	
賃借料	※ 2	6,004		8,181	
固定資産減価償却費	※ 1	6,660		6,229	
資産除去債務利息費用		161		183	
支払報酬料		7,778		14,063	
消耗品費		4,373		1,403	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		7,370		5,854	
保険料		333		993	
送金手数料		4,751		6,400	
一般管理費計			525,194		650,523
営業利益			1,018,102		926,482
営業外収益					
受取利息	※ 2	6		462	
雑収入		168		524	
営業外収益計			174		987
営業外費用					
雑損失		65		-	
営業外費用計			65		-
経常利益			1,018,211		927,470
税引前当期純利益			1,018,211		927,470
法人税、住民税及び事業税	※ 2		321,168		296,105
法人税等調整額			△15,464		△10,413
当期純利益			712,506		641,777

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642
当期変動額							

当期純利益				712,506	712,506	712,506	712,506
当期変動額合計	-	-	-	712,506	712,506	712,506	712,506
当期末残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				資本 準備金	資本 剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149
当期変動額							
当期純利益				641,777	641,777	641,777	641,777
当期変動額合計	-	-	-	641,777	641,777	641,777	641,777
当期末残高	450,000	450,000	450,000	1,452,927	1,452,927	2,352,927	2,352,927

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	6,043千円	7,272千円

※ 2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
流動資産		
預金	584,487千円	436,001千円
流動負債		
未払手数料	277,387	264,667
その他未払金	332,756	162,668

(損益計算書関係)

※ 1. 減価償却実施額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
有形固定資産	1,068千円	1,229千円
無形固定資産	5,591	5,000

※ 2. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	552,935千円	626,298千円
給料	372,428	139,944
法定福利費	36,896	19,223
不動産賃借料	25,291	28,834
賃借料	4,927	7,099
受取利息	3	275
法人税、住民税及び事業税	263,684	131,641

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年 3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-
資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	1,707,727	-
資産計	1,707,727	1,707,727	-

(1) 未払手数料	882,402	882,402	-
(2) その他未払金	170,197	170,197	-
負債計	1,052,600	1,052,600	-

(注1) 「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	-
合計	1,707,727	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,707,727	-	1,707,727
資産計	-	1,707,727	-	1,707,727
未払手数料	-	882,402	-	882,402
その他未払金	-	170,197	-	170,197
負債計	-	1,052,600	-	1,052,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払費用	523	7,069
未払賞与	21,007	9,299
賞与引当金	-	19,444
資産除去債務	6,970	7,026
未払事業税	12,719	8,710
繰延税金資産合計	41,221	51,551

繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,072	△4,989
繰延税金負債合計	△5,072	△4,989
繰延税金資産(負債)の純額	36,148	46,562

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の減少	△1.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.0
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%	30.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時際に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は136千円減少し、法人税等調整額が136千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
期首残高	12,431	22,763
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,627	-
時の経過による調整額	161	183
資産除去債務の履行による減少額	△12,456	-
期末残高	22,763	22,947

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益	3,612,275	4,000,942
うち委託者報酬	3,612,275	4,000,942
公募投資信託から生じるもの	3,445,798	3,849,901
私募投資信託から生じるもの	166,476	151,041

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると

判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度親会社への支払 出向者負担金 グループ通算 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代行手数料	552,935	未払手数料	277,387

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,259	銀行業	被所有直接100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 グループ通算 制度親会社への支払 出向者負担金 グループ通算 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,641	その他未払金	131,641
							出向者負担金	159,168	その他未払金	30,370
							賃借料	7,099	その他未払金	656
							代行手数料	626,298	未払手数料	264,667

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	79,416	未払手数料	7,725

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	76,028	未払手数料	7,408

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1株当たり純資産額	95,063.86円	130,718.18円
1株当たり当期純利益金額	39,583.71円	35,654.32円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
当期純利益(千円)	712,506	641,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	712,506	641,777
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
京銀証券株式会社	3,000百万円	
大熊本証券株式会社	343百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
moomoo証券株式会社	1,000百万円 (2024年12月31日現在)	
楽天証券株式会社	19,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	125,966百万円	
株式会社神奈川銀行 ^{※1}	6,191百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社三十三銀行 ^{※2}	37,461百万円	

※1 2025年8月18日から取扱いを開始します。

※2 2025年10月1日から取扱いを開始します。

3【資本関係】

<更新後>

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株（持株比率100.0%）保有しています。（2025年3月末現在）

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月25日

あおぞら投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・日本株式アラインメント・ファンドの2024年11月15日から2025年5月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・日本株式アラインメント・ファンドの2025年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月15日から2025年5月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。